

戦後西ドイツにおける 中間層経営と中間層政策の展開 およびその意義

競争秩序・構造政策・地域支援(3)

三ツ石郁夫

Ikuo Mitsuishi

滋賀大学 / 名誉教授

目次

- I はじめに
 - II 高度成長下における中間層経営者の意識
(以上、第444号)
 - III 「中間層報告」をめぐる政治的確執
 - IV 戦後中間層経営の実態と変化
(以上、第445号)
 - V 1950年代における初期中間層政策
 - (1) 経済復興と中間層経営の状態
 - (2) ERP特別資産による最初の中間層プログラム
 - (3) 中間層支援政策の始まり
 - VI 1960年代中頃までの中間層政策の展開
 - (1) ERPプログラムによる経営自立への支援
 - (2) 支援政策の多様化とその反作用
 - (3) 経営相談体制と合理化協議会、収益力
 - (4) 「構造政策」の意味の変遷
- (以上、本号)

V 1950年代における 初期中間層政策

(1) 経済復興と中間層経営の状態

戦後占領期から1950年代初頭にかけて、政府政策の重点は、何よりも復興にとって重要な基礎的原材料産業の回復と農業近代化による食料生産、そして住宅建設と被追放民・避難民・戦争被害者に対する補償と賠償、国際関係の再構築であった。本稿が問題とする手工業や小売業など営業的中間層の諸経営も戦時中には都市空爆等によって大きな被害を受けており、戦後には経営再建や設備・機械類の近代化のために長期資金を必要としていたのであるが、そうした中間層経営や

中小商工企業に対する経済支援は後回しになっていた。

第II節の中間層経営者の意識で述べたように、本来、営業的中間層の経営者は自己資本に基づいて経営する傾向にあった。しかし、戦時から戦後にかけてのインフレと通貨改革によって貨幣資産は激減し、また自己資本を積み増すための所得税や法人税、売上税などの税制も中間層経営には不利となっていた。土地などの物的資産はあったが、何よりも長期資本市場は機能していなかったのである。

もっとも、前節まで見てきたように、戦後直後の中間層経営とは広く多様な存在であり、その実態は不透明な状況にあった。アメリカ占領地区における営業の自由の導入や、英仏占領地区におけるナチ期由来の規制の緩和によって、また全般的な失業率の高さや工業大経営の見通しの不透明さもあって、自己の独立経営を設立する動き（「独立性への逃避」）が過剰な中小経営を招き、中間層諸経営の内包と外延は1950年代に入るまで膨張し、他方でそれらが混在し淘汰される「洗浄過程」（Reinigungsprozeß）にあった¹⁾。

この時期の政府「中間層」政策は、むしろ膨張した「中間層」に対する伝統的な営業的中間層の保護ないし制限であったと見なすことができる。第I節で述べたように、営業の自由を貫徹するのではなく、手工業に対して1953年9月の手工業秩序法によって特別な地位が認められ、独立した手工業経営開設のために親方資格が必要とされ、また同時に徒弟養成と手工業会議所の伝統が維持された。また小売商に対しても、1957年8月の小売営業法によって、小売業を営業するためには個人の信頼と専門知識の証明を必要としたのである²⁾。

第13表は1949年を100とした1954年までの経済各領域における生産指数である。この期間に工業生産は205まで増加し、また建設は約202、卸売業は約219となっている。国民の食料に関わる農業は約165であるが、手工業は約150、小売業は約125に止まっている。ここからみても、中間層の諸経営が他の領域と比べて立ち遅れていたことがわかる。

こうした時期に公的資金は重要な意義を持っていた。もっとも重要な資金支援であったマーシャルプランは1952年6月に4年間の活動を終えてい

第13表 西ドイツ成立期における経済各領域の発展

	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年
農業	100	127.9	149.5	154.7	151.5	164.8
工業	100	128.3	167.5	174.4	189.0	205.0
建設	100	126.0	154.9	160.5	188.9	201.9
手工業	100	112.3	124.6	127.2	139.2	149.3
小売業	100	114.4	100.4	128.2	114.9	124.9
卸売業	100	138.8	164.6	169.2	195.4	219.3

【出典】Statistisches Jahrbuch für die BRD 1955, S.506f. にある国民所得・国民総生産の数値に基づき、著者が1950年=100の物価変動指数(同統計、461頁)によって調整して指数化した。

1) Beyenburg-Weidenfeld (1992), S.159f. シャイバニによれば、1949年における手工業経営数は西ドイツにおいて約86.3万経営であったが、戦前の同地域の範囲で集計すると79.1万経営であり、したがって戦争開始期から戦後にかけて7.2万の経営増加があった。ここには被追放民の流入も大きく影響しており、1949年9月末時点での就業者の割合は

9.8%であった。しかし1950年代初頭にその数は大きく減少し、1956年には75.2万経営になった (Scheybani, 1996, S.24.; Handwerkszählung 1949, in: Statistik der BRD, Bd.16, 1952, S.20.)。

たが、この年10月末時点の信用支援状況をみると、ベルリンへの支援を除く総額32億4,320万DM（ドイツマルク）のうち、エネルギー産業に7億1,130万DM（21.9%）、炭鉱業に3億9,600万DM（12.2%）、住宅建設に4億7,680万DM（14.7%）、農業に4億1,280万DM（12.7%）等が貸し付けられていた。他方、手工業と小営業に対してはわずかに20万DMが割り振られただけであり、この時期いかに中小経営が後回しにされていたかがわかる³⁾。

1949年以降の10年間でみると、民間経済分野では総額3,000億DMの設備投資がなされたが、そのうちおよそ550億DM（18%）は公的資金から調達され、とくに初期にはその割合は高かった。たとえば1950年では約4分の1、1953年においてもなお約20%あった。公的資金の出所は大きく分けると、第一に連邦と州の財政資金、第二に租税軽減措置、そして第三にマーシャルプランによるERP（European Recovery Program）支援であった。これらによる支援は初期においては何よりも住宅建設、鉄道や海運などの交通インフラ、農業、石炭採掘を含むエネルギー、製鉄・化学・パルプなどの基礎的産業に向けられていたが、1953年からは住宅建設にさらに重点が置かれ、1956年からはしだいに中間層経営に対する支援が始まっていく⁴⁾。

（2）ERP特別資産による最初の

中間層プログラム

連邦政府が最初に「中間層プログラム」を公表したのは1952年であった。連邦マーシャルプラン

省（のちに経済資産省と名称変更）のゲデケ部長（Min. Rat Goedecke）を委員長とするERP投資委員会は、アデナウアー首相とエアハルト経済大臣、およびマーシャルプラン省のブリュヒャー（F. Blücher）大臣の意向を受けて、同年8月、手工業と小営業、商業、旅行業、中小輸出工業のためにERP特別資産（償還と支払利子によって成立したドイツ側資産）から2,200万DMの資金を協同組合銀行と貯蓄銀行と協力して供給すると明らかにした。マーシャルプランの支援が終了したのをきっかけに、その貸付の償還と利子収入を原資として、ここで初めて手工業等の中間層経営に配分することが決定されたのである⁵⁾。

このプログラムは、その後11月までにおよその概要や信用条件の指針がまとめられた。それによれば、第一に総額はERP特別資産から2,400万DM、STEG資金から600万DMが拠出され、さらに信用協同組合や貯蓄銀行等からの資金と合わせて5,550-5,650万DMとされ、うち手工業に2,250万DM、商業に1,600万DM、輸出中小工業に1,100-1,200万DM、そして旅行業に600万DMが配分されること、第二に信用支援対象企業は輸出増加に貢献できる経営や戦後の工場解体や賠償の対象となった企業、また緊急（再生）地域や東独との国境地域の企業が優先され（後述、第VI節（2）参照）、さらに手工業経営では合理化や近代化の基準が考慮されること、第三に信用は原則として投資のための貸付であり、総額のうちの700万DMは被追放民や避難民の経営に供与され、その場合は信用額の25%までを経営資金として利

2) BT-Drucksache III/698: Unterrichtung der Abgeordneten des Deutschen Bundestages über Fragen des gewerblichen Mittelstandes, 1958, S.11. 手工業の戦後状況および手工業秩序法成立に至る経過については、McKittrick (2016), Part III-IV. を参照。アーベルスハウゼーは同法を保護主義的実践と見なして、「アデナウアーの時代に再び『中間層の価値観念』が政策のなかに取り込まれた。」と述べている（Abelshauser, 2011, S.331f.）。またマキトリクも同法について、「アデナウアーの強力な個人的介入とドイツ人の一致した支援によって米国は最終的に異議を取り下げる」と述べている（Abelshauser, 2011, S.331f.）。

手工業コーポラティズムは法律へと制度化された」と述べている（同、242頁）。

3) BArch B146/239a: Tätigkeitsbericht des Bundesministeriums für den Marshallplan für das Jahr 1952, S.24ff.

4) Breckner (1960), S.112f.

5) BArch B115/4921: Ergebnisbericht über die Sitzung des ERP-Arbeitskreises "Investition" am 9. August 1952 im Bundesministerium für den Marshallplan, am 26.

用可能とした。資金提供方法として、手工業と商業では信用協同組合や貯蓄銀行の取引銀行が独自に信用供与することに合わせてこのプログラム資金が積み増しされ、輸出中小工業では復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau, KfW) からデュッセルドルフの工業信用銀行 (Industriekreditbank A.G.) を通じて資金供与され、旅行業では復興金融公庫が個別に融資手続きをとることになった。融資条件では、取引銀行による独自信用を前提として、それに付与するERP特別資産等の資金は7-9% (避難民に対しては7.5%) で3-10年の期間、信用又は保証としてKfWまたは負担調整銀行 (Lastenausgleichsbank, LAB) から各金融機関に対して、また直接貸し付けられるときされた⁶⁾。実際にこのプログラムが公表されたのは1953年2月27日であった。その説明文をみると、それまでERP特別資産から素材産業へ資金が提供されてきたが、ようやくこの段階で素材や原料が中間層企業にも十分な量で安価に行きわたることが可能となったのであり、そうして「中間層プログラム」がここではじめて作成されたとある⁷⁾。

もっとも、中間層経営に対しては、付隨的に他のプログラムでも金融支援がなされていた。1955年中頃までに連邦から支出された中間層関連の支援はおよそ次のとおりである。まず手工業についてであるが、総額は4億3,000万DMとなり、このうち被追放民・避難民に対する負担調整として手工業経営設立のために支援された額が2億7,200万DM (63.3%)、KfWから独自債権を原資として4,500万DM、同じくKfWから緊急支援地域の雇

用創出のために約4,100万DMなどとなっていた。また中間層の商業経営に対しては、約970万DMが支援され、別に負担調整のために3億5,300万DMが支援されていた⁸⁾。ここからわかるように、1950年代前半においては、中間層経営全体を支援の目的とするプログラムは比較的小規模であり、むしろ負担調整や緊急の雇用創出を目的としたプログラムのなかで、付隨的に特定の中間層経営に関連するものが多くの割合を占めていたのである。

(3) 中間層支援政策の始まり

1955年5月21日、手工業と小売商、卸売商の全国組織は、連邦経済省に対して中小経営向けの中長期資金供給を拡大するよう連名で陳情を提出した。その理由は第一に、中小経営は中長期資金を必要とするときに銀行に信用を申し込むのであるが、その場合、土地などの担保を十分提供できること、第二に、中間層経営が銀行において信用申し込みするとき、比較的高い信用コストを要求されるが、これは引き下げ可能ではないかということ、そして第三に中間層経営のための中長期資金がそもそも十分供給されてないことである。中間層経営は資本市場で資金を調達できないがゆえに、金融機関に頼らざるをえない。貯蓄銀行や協同組合の中間層金融機関が協同して基金などをつくることについて、経済省が議論をしてはどうかと要求しているのである⁹⁾。中間層全国組織は、この陳情によって、同時に中間層経営に対する公的信用支援の拡大をも要求していたといえる。

Aug. 1952. 同委員会はさしあたり1952年末までに受け取る貸付利子と償還額の4,635万DMをもとに、中間層プログラムのほかに、エネルギープログラムへの追加と被追放民・避難民の雇用や定住、農業での投資などに利用することを決定した。

6) BArch B115/4921: Schreiben des Bundesministers für Wirtschaft am 6. Nov. 1952. 1952年12月4日付“Industriekurier”紙はこのプログラムを「中間層経営への“信用注入”」として伝え、「この措置の枠内で古い企業（中間層経営——著者）はもはや不利に扱われない。」と記している。なお、

STEG資金とは米占領軍余剰物資の売却収益金を原資とした公的資金であり、のちにERP特別資産と合わせて管理された。三ツ石(2018年)、5頁参照。

7) BArch B115/4921: Mitteilung an die Presse. Veröffentlicht durch das Presse- und Informationsamt der Bundesregierung, 27. Feb. 1953.

8) BArch B102/14795: Vermerk IIB2, 20. Juli 1955.

9) BArch B102/14795: Schreiben vom ZDH, GDGA und HDE ans Bundesministerium, 21. Mai 1955.

これを受けて、連邦経済省は信用支援のあり方を検討する営業的中間層信用問題専門委員会を設置することとし、中間層の上記3団体であるドイツ手工業中央連盟(ZDH)、ドイツ小売商総連合(HDE)、ドイツ卸商・外国貿易商総連盟(GDGA)のほかに、ドイツホテル・旅館業連盟、貯蓄銀行・振替銀行連合(DSGV)、ドイツ信用協同組合連合(シェルツェ-デーリッチュ)、ドイツライフアイゼン連合、ドイツ民間銀行全国連合の代表をメンバーとして招き、同年11月11日、最初の会議を開いた。省内では第Ⅱ局B課が担当部局となり、課長ミヒエル(Michel、のちにベツゲンBaetzgen)がまとめ役として中間層信用問題に取り組むことになった。専門委員会は翌年までに合計9回の会議を開き、中間層経営に関係する信用額、信用利子・コスト、信用保証について議論を重ね、また手工業経営と卸・小売商の信用需要や経営状況についても調査し、1956年10月、最終報告書を提出した¹⁰⁾。

この報告書は中間層経営者と金融機関、政府の中間層政策のあり方に対して一つの方向性を示す勧告として作用した。一方で中間層経営は経営力や生産性、自己資本基盤を改善することによつ

て信用力を強化し、他方で政府は中間層経営への追加的な資金を供給するための様々な措置を講じ、さらに中間層経営のための信用保証協会の拡充強化や金融機関の信用コストに関する透明性の確保が求められたのである。同委員会と連邦経済省は各政府機関や州政府、また関係する全国組織を通じて個別経営や金融機関に対してその内容の実現を要請したのである。

1950年代後半は連邦政府と州政府が中間層の諸経営に対して支援策をしだいに拡大していく時期であった。1957年9月の連邦議会選挙後、首相3期目となったアデナウアーは「中間階級に属する広範な社会層は国家の保護を必要としている」とし、また「われわれは(中略)、手工業と商業、営業における独立の中小経営を必要としており、そのため連邦経済省は保護と配慮の手を差し伸べる」と政府声明で述べた¹¹⁾。エアハルト経済相は1958年3月、専門委員会の勧告内容が連邦経済省や政府関係機関内部だけでなく、金融機関や連邦中央銀行(Bundesbank)、資本市場関係者、中間層諸団体と企業経営者、信用保証協会に対して働きかけを行い、一部については実現に至っていると報告した¹²⁾。

第14表 連邦と州による営業中間層への信用支援と補助金(1958年末)

	手工業	中小工業	商業	運輸・宿泊	その他	計
連邦による支援計	827,852	1,806,709	945,158	86,342	235,488	3,901,549
連邦予算	34,493	146,678	473	14,449	153	196,246
内訳	555,304	341,870	840,581	20,191	207,754	1,965,700
ERP特別資産と復興金融公庫	179,143	1,032,437	80,912	46,306	25,885	1,364,683
投資支援剰余金	25,582	104,219	23,192	5,396	1,696	160,085
社会保険	33,330	181,505	-	-	-	214,835
州による支援計	278,613	616,761	63,579	157,327	21,842	1,138,122
合計	1,106,465	2,423,470	1,008,737	243,669	257,330	5,039,671

【出典】BT-Drucksache III/2012, 1960, S.191.

10) この営業的中間層信用専門委員会の議論とその報告書に基づく中間層信用の経過については、三ツ石(2018年)を参照されたい。

11) *Bundestagsprotokoll*, 29. Okt. 1957, S.19.

12) BArch B102/14798/2: Durchführung der Empfehlungen im Schlussbericht des "Arbeitsausschusses für Kreditfragen des gewerblichen Mittelstandes" beim Bundesministerium für Wirtschaft, 25. März 1958. (のちに次の雑誌に掲載。Sparkasse, 75.Jg., Heft 22, 15. Nov. 1958, S.372-374)

政府中間層政策の重要な柱の一つである公的金融支援(信用支援と補助金)は、第14表に示されるように、1958年末までに連邦と州を合わせて総額50億4千万DMに上っていた。このうち、約39億DM(77.4%)は連邦から、11.4億DM(22.6%)は州から支出されている。連邦の資金源による内訳をみると、約20億RM(全体の39%)は負担調整基金から支出されており、したがってこの支援は被追放民と避難民による中間層経営の設立や拡充のために利用されている。また、約13.6億DM(27.1%)はERP特別資産とKfWによる資金である。上述した1953年中間層プログラムのERP資金2,400万DMはここに入る。したがって、その後ERP資金は、ブレックナー(前述、注4)参照)が指摘するように、1950年代後半には中間層支援に重点を移しているといえる。連邦予算本体からの支出は経営相談制度にあてられるが、まだ比較的少ない。投資支援剰余金は、投資支援プログラムによる信用によって生じた利子を原資としている。社会保険とは、年金保険と失業保険の基金を原資とした貸付となる。州による支援では、たとえばノルトライン・ヴェストファーレン州政府が1955年に開始した「中間層信用プログラム」がある。ここでの原資は、1948年通貨改革において金融機関が貸借対照表をバランスさせるために、州を債務者として設定した平衡請求権(Ausgleichsforderungen)であり、この3%利付き債券は金融機関にとって原則自由に処分できない資産であったが、このプログラムによって州が2,500万DMまで買い取ることとし、したがって結果として州の資金が金融機関を通じて中間層への経営支援として利用されることになった¹³⁾。

13) ノルトライン・ヴェストファーレン州における中間層経営に対する支援については、三ツ石(2021年)を参照されたい。

1950年代末までに、中間層経営のなかでも信用力のある経営はおよそ信用需要を満たすことができる状態に至ったといえる。第II節で示したように、1959-60年に調査した中間層経営の約3分の2の経営は外部資金の受入れに問題はないと言えており、また難しいと答えた約3分の1の経営についても、その理由の一つとして17%の経営が挙げた高金利は、連邦中央銀行が割引率を1959年には2.75%まで引き下げたことによって、中間層経営と取引のある貯蓄銀行や信用協同組合の金利も引き下げられていた。それゆえこの時期になると、連邦政府は、中間層経営に対する一般的な信用支援の必要性は小さくなっていると考え、むしろ中間層経営の新規設立や後継者への継承に対して支援が必要と考えていた¹⁴⁾。こうして政府の中間層政策は1960年代の新たな段階へ進むことになる。

VI | 1960年代中頃までの中間層政策の展開

(1) ERPプログラムによる経営自立への支援

1950年代における金融ひっ迫の状況が同年代末までに改善されたことを受けて、連邦政府は中間層経営の全般的支援から重点支援へと方針を転換しつつあった。1959年3月5日、連邦議会中間層問題委員会は中間層経営への信用供給について議論し、中間層経営の自助自立を支援するためには新規設立を政府がいかに支援できるかエアハルト大臣に検討を要請した。

これを受けて省内では、1960年度ERP経済計画予算案のなかで、若手経営者を対象とした手工業・商業の新規経営設立(起業スタートアップ)(Existenzgründung)プログラム作成が提案され

14) *BT-Drucksache III/2012, 1960, S.186f.* この方向性は、第III節で触れた1961年5月のアデナウアー首相による「中間層支援のための包括イニシアティブ」にまとめられていく。

た。ERP経済計画は連邦資産省が予算計画を編成していたゆえ、その後、資産省と経済省が共同でプログラム案を作成し、1960年2月15日には、中間層諸経営と金融機関の全国組織代表が出席して検討会議が開かれた。ここにおいて、信用額については新規経営設立のためには1経営あたり約3万6,000DMが必要であるというHDEの意見をもとに、申請者が設立のために6,000DMの積立資金を保有(貯蓄)し、また取引銀行からの融資とともにERP信用を合計3万DMまで支援することとした。この場合、外部資本額が自己資本額の5倍を超えないこととERP信用が最高2万4,000DMが限度となることが条件とされた。貸付期間は最初2年間の返済猶予を含めて12年であり、利子は年5%となった。手工業組織のZDHは利子を引き下げるよう要求したが、金融機関側の意見が通った¹⁵⁾。こうして1960年度からERP資金の経済計画予算に、はじめて手工業と商業の新規中間層経営設立のための信用支援が組み込まれた¹⁶⁾。

さらに翌年にはこの時期の急速な都市への人口集中と都市再開発、また新たな住宅地開発の動きに対応して、このためにもERP資金を利用す

るプログラムが作成された。1961年8月5日付の「要綱」によれば、該当地域に中間層経営を設立する場合、土地取得を含めて費用の50%までが、建物・敷地を賃貸する場合は80%までがERP資金から支援された。信用額は1経営あたり最高7万5,000DMまで、例外的に10万DMであり、他に金融機関からの借り入れも必要である。利子率は5%、期間は建設の場合は17年、賃貸では12年であった¹⁷⁾。

この2つのプログラムによる中間層支援は1960年から順次始まり、2年後、連邦経済資産省は、1962年10月30日にHDEなど中間層全国組織とKfW、LABなど金融機関の代表を招聘して中間総括をしている。第15表はその時のために作成された資料である。起業プログラムは1960年度に1,000万DMの予算で始まり、翌年も同様だった。1961年度の分野別配分では、手工業に71%、商業に21%、小営業に0.1%、残りはホテル・旅館業ということで、手工業が圧倒的に多かった。地域別配分では、ノルトライン・ヴェストファーレン州が45.7%、バーデン・ヴュルテンベルク州が16.2%、ニーダーザクセン州が12.1%、との州は10%以

第15表 中間層向け後継者経営・開発地域プログラムの実績

中間層後継者経営設立プログラム (1960年度-62年6月末)		新興開発地・都市再開発地プログラム (1961年度-1962年9月末)	
	件 数	件 数	件 数
手工業	1,243	13,238	253
商業	343	4,209	203
小営業	103	1,473	12
ホテル・宿泊業	23	331	33
合計	1,712	19,250	501
			18,090

【出典】 BArch B102/231486: Vermerk BMSchatz, 3. Nov. 1962.

15) BArch B102/231486: Vermerk des Bundesministers für Wirtschaft am 26. Feb. 1960; Vermerk des Bundesministers für wirtschaftlichen Besitz des Bundes; Merkblatt für die Gewährung von ERP-Krediten zur Existenzgründung im Bereich des gewerblichen Mittelstandes am 19. Juni 1961.

16) BT-Drucksache III/1650, 1960, S.39; BT-Drucksache III/231486, 1961, S.7.

17) BArch B102/280578: Richtlinien für die Gewährung von Krediten zur Errichtung mittelständischer Betriebe in neuen Wohnsiedlungen und neu geordneten Stadt kern am 5. Aug. 1961.

18) BArch B102/231486: Vermerk BMSchatz, 3. Nov. 1962.

19) A. a. O..

下であった。地域的にはかなり偏っていたといえる。支援資金は、仲介金融機関であるKfWを経由して申請企業の取引金融機関にいったん配分され(取次信用または間接信用)、申請企業は自己資本と取引金融機関からの融資と合わせて事業を行った。申請したが承認されなかった場合もある。その理由として、申請が限度額以上であったり、親族から無償で経営を承継していた場合や、設立後に申請されたことなどがあげられた。この会議に参加したHDEのグロッセ (Grosse) は、このプログラムの実施運用に関して、HDEにはまったく苦情が寄せられていないと報告している¹⁸⁾。

新興住宅開発地・都市再開発地プログラムについては1961年度から1,500万DMの予算がつけられ、LABが仲介金融機関となった。1962年9月までに約1,800万DMが支援されたが、そのうち約半分は手工業、約4割は商業、そしてホテル・宿泊業に8%となっている。また商業のうちの約3分の2は食料品・嗜好品の小売商が占めた。LABによれば、このプログラムはHDEによってひろく宣伝されているとのことである¹⁹⁾。さらに業種で見ると、手工業ではパン屋・ケーキ屋、肉屋で約半数、商業では約7割が食料品・嗜好品となっている。ここでの地域別配分では、やはりノルトライン・ヴェストファーレン州がもっとも多く32.1%、次にバーデン・ヴュルテンベルク州が21.5%、ニーダーザクセン州が18.7%、バイエルン州が10.5%などとなっている²⁰⁾。

(2) 支援政策の多様化とその反作用

中間層経営に対する信用支援が拡大するにつれて、この時期、3つの問題が生じていた。第一に連邦と州のプログラムの多様化と重複である。第14表にも示されていたように、中間層支援は連邦だけでなく、州においても独自に進められていた。州(地方)政府による営業支援としてもっとも重要なのはバーデン・ヴュルテンベルク州である。ヴュルテンベルクでは領邦政府時代以来、1848年に設立された「商工業中央局」(Zentralstelle für Gewerbe und Handel)による営業支援政策の伝統があり、戦後になるとその影響は相互交流を通じて他の州にも及んでいた²¹⁾。たとえばノルトライン・ヴェストファーレン州は1955年に開始した中間層信用プログラムの作成過程において両州政府間で情報交換し、またバイエルン州政府は戦後経済政策と国土計画の作成においてヴュルテンベルクの農工結合と地域分散的経済発展を一つのモデルにしていた²²⁾。この時期、バーデン・ヴュルテンベルク州政府は1961年4月に中間層信用のための支援プログラム (Landesförderungsprogramm für Handwerk, Handel und Kleingewerbe) を公表し、ノルトライン・ヴェストファーレン州では1962年2月に統合的な州信用プログラム (Landeskreditprogramm) を発表した²³⁾。同州では、州内の農村地域と国(州)境地域の農業的な産業構造を開発し、そして1950年代末から危機に陥っていたルールの炭鉱地域を振興し、旧型産業構造を転換するために、対象地

20) BArch B102/147178: Kurzprotokoll der 13. Sitzung des Ausschusses für Mittelstandsfragen, 13. Dez. 1962, Anlage 2.

21) その意義については次を参照。Megerle (1982), S.178ff.

22) LAV NRW R, NW0430/Nr.392, Bd.1: Niederschrift über die vierte Sitzung des interministeriellen Ausschusses der Landesregierung (NRW) am 12. Mai 1955.;

バイエルンについては次を参照。Grüner (2009), S.96-99.; Boyer und Schlemmer (2002), S.100.

23) IfMF (1964), S.99f.; BArch B102/147010: Schreiben von IIA4 an das Referat IA2 am 6. Mai 1963. この資料では、連邦とニーダーザクセン州の同種の支援とが比較され、州支援策の方が成功しているとして連邦経済省が危機感を持っていることが記されている。

域で企業設立や設備投資を行う企業に対して年利4%、最長17年の信用資金を提供しようとするものであった²⁴⁾。問題なのは利子などの信用条件が連邦と州で異なっており、また仲介する金融機関にも違いがあった。

これに関連して第二に、中間層政策と地域政策の重なり合いがある。戦後における地域政策は、1951年に連邦が地域政策に関する横断的な省庁間委員会(IMNOS)を編成・設置したことに始まる。その目的は、戦争末期から始まった被追放民と避難民の(西)ドイツ流入に対して、その流入が多い地域を「緊急困難地域Notstandsgebiete」(のち「再生地域(Sanierungsgebiete)」と名称変更)に指定して住宅問題や雇用創出のために支援を行うことであった。IMNOSは1953年になると、東ドイツとの国境沿いの約40キロ幅の南北帯状地帯を「国境地域Zonenrandgebiet」と指定して支援プログラムを作成した。さらに1950年代末になると第三のプログラムとして「構造的に弱い農業地域における中心地(sog. "Zentrale Orte")」ための発展プログラム」が付け加わっていたのである²⁵⁾。

連邦経済省は1963年度経済計画の編成作業において、新たに「構造的に弱い小農地域」のために中小企業や中間層経営の企業誘致や設備投資を支援するERPプログラムを追加した。従来は「中心地」と「国境地域」にのみ支援がなされたが、このプログラムによって「中心地」周辺地域にはじめて2,200万DMが配分されることになったのである。この新たな試みの意義は、農村地域の経済構造を改善する手段として中間層経営支援を取り入れたことであり、この方法は1966・67年不況時の対応策と1970年代に始まる地域経済支援と中間層

支援の一体化プログラムの出発点になったことである²⁶⁾。

翌1964年4月28日、連邦と各州の経済大臣とが協同して経済問題について話し合う経済相会議が(西)ベルリンで開かれ、ここで議題として中間層政策の強化が取りあげられた。連邦経済省はかなり早い時期から資料を準備し、会議では最初に連邦経済省のシーティンガー局長(MinDir. Schiettinger)が連邦の中間層政策の考え方を基調報告した。そこで強調されたことは、中間層政策とは構造政策であり、一般的な経済政策と絡み合っていること、とくに競争は中間層に大きな影響を与えており、政策に関連することでは税制、とくに売上税と営業法の改革が必要であるとした。その後の議論において、バーデン・ヴュルテンベルク州のロイゼ(Leuze)経済相は、中間層政策が経済政策全体の一部であるとの考えに賛成したが、連邦と州とが経営相談など営業支援(Gewerbeförderung)のために支出する経費は州主体で使用できるように提案した。これに対して連邦経済省のシュミュッカーダ大臣とシーティンガーは、これまで営業支援は地域を超えた専門の原則で行われてきているとして提案を受け入れず、連邦・州との協力が必要との認識を示した。これに対してノルトライン・ヴェストファーレン州のキーンバウム(Kienbaum)経済相は地域を越える制度も必要だが、地域の施設も支援してほしい。また就職後の補習や研修の制度は手工業だけでなく工業や商業にも必要だ。この問題を労働省の管轄だと分けることは望ましくないと述べた。シュミュッカーダ大臣は、個別組織の見解の違いを取り除くのは難しいかも知れないが、実務を優先して取り組んでほしい。連邦と州との協力はうまくいっているので、管轄に関する問題は生じてないと

24) 三ツ石(2023年b)、とくに75-77頁、参照。

25) Albert (1971), S.1-5.

26) A.a.O.; BArch B115/4920: Die regionale Wirtschaftspolitik der Bundesregierung, 5. März 1963.

27) BArch B102/199883: Vermerk von Arbeitsgruppe Mittelstand, am 15. Mai 1964; Vermerk über die Wirtschaftsministerkonferenz, dem 28. April 1964, am 12. Mai 1964, S.29-32.

28) IfMF (1964), S.136-138.

した。議長を務めたロイゼは、連邦と州の経済大臣は緊密に協力すべきであり、専門組織の結びつきもそのために必要との考えは一致していると議論を締めた²⁷⁾。

さてここまで中間層政策を地域と政策主体に関わる外延的広がりの問題としてみてきたが、第三の問題は、本来、中間層・中小企業とは大企業に対して「保護」されるべき対象なのか、そうだとすると、中間層・中小企業は社会・経済的にいかなる意義を持っているのか、この政策は「社会的市場経済」のなかで何を目指しているのかという内在的問題に関連する。

上にも触れた新開発地域や都市再開発における中間層経営の支援とは、すなわちそこで大企業を排除することを意味する。通常の競争が行われれば、資本力のある大企業が進出する可能性が高いが、それを制限して中間層・中小企業に限定し、しかも経営設立のために優遇された信用を提供したのである²⁸⁾。

こうした状況において、連邦議会中間層問題委員会は1963年1月9日、信用問題に関して中間層と金融機関、商工業の各関係14団体代表に対してヒアリングを実施していた。こうしたヒアリングは1958年11月にも実施され、この時は中間層信用をいかに進めるかが問題とされたが、今回は、第一に連邦と州で実施されている多種多様なプログラムをいかに調整するか、第二に信用条件の透明性について、第三に公的信用における利子引下げをいかに評価するか、第四に各州で設立されている信用保証協会を連邦で統合する必要性について、そして第五に中間層経営の自己資本形成と投資金融の可能性について問題とされた²⁹⁾。

ここでは紙幅の関係もあり、すべてを叙述することはできないので、ドイツ産業連盟（BDI）の意見表明だけを要約すると次のとおりである。1958年以來、中間層信用のために多くの支援が行われ、また信用コスト引き下げなど、信用事情がかなり改善され、中小企業は信用の可能性を拡大してきた。他方、当時から問題にされていた中小企業の自己資本形成の問題はそのままにされている。今また新しい公的信用を低金利で中間層に提供する準備がなされているが、それは緊急の課題ではない。BDIとしては既存の連邦プログラムを一つにまとめるなどを勧告したい。州のプログラムは地方の事情を考慮してつくられているので存続する根拠がある³⁰⁾。

BDIはその後、1964年3月12日の中間層信用問題専門委員会において、自立を指向する経営や構造変化に適応しようとする中小経営を重視し、競争力のある経営を支援する限りで支援措置に賛成することになる。BDIの立場は、中間層支援措置に賛成するが、その重点は何よりも個別経営の近代化や経営相談、協同で行う研究開発や信用保証会社、投資会社の整備、そして職業教育と専門研修制度の整備にあった³¹⁾。中間層支援政策の重点はしだいに個別経営の収益力を高める方向へ重心を移しつつあった。

（3）経営相談体制と合理化協議会、収益力

1965年9月の連邦議会選挙を前にして4月13日にまとめられた第IV期議会（1961-65年）における中間層政策の一覧をみると、個別中間層経営の内的な経営力や競争力を高めるために、第一に職業教育や経営相談など営業支援（Gewerbeförderung）、第二にドイツ経済合理化協議会（Rationalisie-

29) BArch B102/99454: Kurzprotokoll der 14. Sitzung des Ausschusses für Mittelstands-fragen am 9. Jan. 1963.

30) A.a.O., Anlage 10: Stellungsnahme des Bundesverbandes der Deutschen Industrie (BDI). なお、手工業などの中間層団体からは、競争激化によって収益が低下し、短

期の流動性不足が伝えられていた。

31) BArch B102/147466: Abschrift des Schreibens vom BDI an die Arbeitsgruppe Mittelstand am 12. März 1964.

rungskuratorium der Deutschen Wirtschaft, RKW) によって進められた生産性と業績の向上、第三に中間層経営のための研究活動、第四に信用や補助金、信用保証、そのほか、税制改革や営業条例改正などがあげられている³²⁾。このうち、個別経営の経営力に関連するのが第一の営業支援と第二の生産性支援であり、さらに上記のBDIの要求に対応して収益力の議論がこの時期に現れてくる。以下では、この3点についてみてみよう。

① 営業支援(経営相談、職業(再)教育)

前節(3)で触れた1950年代の「中間層信用問題専門委員会」はすでに1956年の報告書において営業支援による経営信用力の改善を提言の第一にあげていた。アデナウアー政権はそれを受けた自己資本形成を支援する税制や貯蓄優遇措置をとってきたが、何よりも営業支援制度の創設と普及が重要な措置となっていた。1957-58年には連邦と州などの資金によって手工業で全国93カ所、小売業で8カ所、卸売業で4カ所の経営相談所が設置されている。第Ⅱ節でみた経営者アンケート(1959-60年)では、経営相談や経営分析を歓迎すると回答した数は249人中144であったのに対して、批判的な回答が134ある。ただし、後者ではまだ受けたことがないとするものもあるので、まだあまり普及していないと見るべきである³³⁾。

エアハルト政権期(1963年10月以降)に入ってこの予算は増額され、連邦予算から支出された金額は、手工業で1961-63年度に年額510万DMであったが、64年度には700万DMとなり65年度には1,150万DMとなり、また商業とホテル・宿泊業

で同期間に180万DM、210万DM、300万DMと増加した³⁴⁾。

こうした資金はどのように使われたか。やや時期的に戻るが、1962年の連邦議会中間層問題委員会での議論によれば、経営相談所は商工会議所(IHK)が設置する場合とHDEなどの中間層全国組織が設置する場合があり、前者では管轄区域ごとに設置されてオールラウンドな相談員がいるので、中間層経営は身近な域内で多様な相談が可能となる。後者ではより大きな専門組織が有料で効果的に相談を行っている。手工業では200人以上の相談員が、小売業では約70人の相談員が通例半年雇用で業務を行っている。その他、協同組合においても経営相談が行われている。こうした相談制度に連邦政府から予算が配分されているが、「自助のための支援」に公的資金をどの程度支出できるかについて賛否の議論があり、それぞれの職業組織で用意すべきとの意見もある。連邦経済省の認識では、中小企業の経営相談制度は中小経営の収益性と競争能力を向上させ、内部組織や技術の弱点を見つけ出すことを目的としており、今後も制度は長期的視点で維持される³⁵⁾。連邦経済省による1963年末の報告によれば、経営相談所は1956年から手工業で全国136カ所設置され、その経費の平均6割は連邦予算で運営されている。1962年には全国で年間32,000件の相談がなされ、そのうち88%は10人以下の経営が対象となった。全体的に成果をあげているといえるが、相談をネットワーク化するためにはより予算が必要であるということであった。翌年末、連邦議会中

32) BArch B102/147011: Mittelstandspolitische Maßnahmen des IV. Deutschen Bundestages, 13. April 1965.

33) 三ツ石(2018年)、15-25頁。BT-Drucksache III/698, 1958, S.3, u. s.; IfMF(1962), S.321-351.

34) BArch B102/147011: Mittelstandspolitische Maßnahmen des IV. Deutschen Bundestages, 13. April 1965.

35) BArch B102/147178: Kurzprotokoll der 10. Sitzung

des Ausschusses für Mittelstandsfragen am 15. Nov. 1962, S.7-12.

36) BArch B102/147178: Ergebnisniederschrift über die 20. Sitzung des Beirats für Fragen des gewerblichen Mittelstandes am 26. Nov. 1963, 23. Dez. 1963.

37) 工藤章(1999年)、467-513頁。山崎敏夫(2009年)、327-348頁。RKWの活動はアメリカ的経営管理方式や生

間層委員会委員長のヴィーニンガー(Wieninger)は、営業支援のなかでは経営相談が重要であり、その業務と資金はHDE、卸商全国組織、ホテル・宿泊業などの全国組織に委託され、専門の資格を持った相談士が個別経営から営業拡大や収益拡大の方法などについて相談を初回無料で受け付けている。相談制度自体は効果を持っているが、相談を受けた経営とそうでない経営との間で競争力に差が出るのではないか、実際、小売業においては競争激化によって「淘汰(選別)過程」が生じていると効果と懸念を述べている³⁶⁾。

② RKWによる生産性向上運動

経営相談については、生産性向上や業績向上の運動を管理運営するRKWにおいても行われていた。同組織は戦前の1920年代に設立され当時の産業合理化運動の中心的な機関として活動し、戦後になるとマーシャルプラン援助に関連し米国主導で1950年11月に名称変更して再建された³⁷⁾。同機関はERP経済計画の年間約1,000万DM予算によって、就業者20名以下の小企業を重視して、生産技術や販売方法、経営指導や組織問題、労働者の技術向上など合理化に関する情報を経営

相談や問い合わせによって伝達・仲介している。また中間層経営向けには経営巡回サービスを行ったり、経営相談士の育成や研修を引き受けている³⁸⁾。

1965年度、経営相談制度全体に支出された連邦・州とRKWの経費は第16表のとおりである。RKWの経費はERP特別資産による経済計画予算から支出されており、合わせて約840万DM(64%)と州予算(36%)合わせて、合計1,310万DMが広い意味での経営相談に支出されている。州予算のうち、もっとも多いのはノルトライン・ヴェストファーレン州であり、全体の約11%、次にバーデン・ヴュルテンベルク州の約10%、バイエルン州は5%、ニーダーザクセン州が4%であり、この4州だけで州予算の大部分を占めている。ノルトライン・ヴェストファーレン州では1965年11月からRKWと共同で工業の小経営向け経営相談が開始されている。手工業では、全国45の手工業会議所で経営や技術、造形・デザイン、輸出の相談が行われ、また業種ごとのイヌングの団体でも相談は行われており、全国で合計すると145カ所の相談所が開設されている。商業では、HDEがケルンを中心に全国13カ所の経営相談所を委託運営し、

第16表 中間層・中小企業に対する公的営業支援(1965年度)

	経営相談制度	連続セミナーと講演	経営比較分析	相談員養成	その他	合計
連邦 (うちRKW)	6,451.3	165.9	547.0	1,163.5	60.4	8,388.1 (2,530.4)
州	3,610.8	321.1	642.5	2.4	176.5	4,753.3
合計	10,062.1	487.0	1,189.5	1,165.9	236.9	13,141.4

【出典】 BArch B102/261319: Bericht über Art und Umfang der staatlichen Förderung des Beratungswesens in der gewerblichen Wirtschaft zu gunsten der Klein- und Mittelsbetrieb, 15. Feb. 1967, Anlage 1.

生産性向上運動をドイツに導入する役割を担ったとされているが、工藤も指摘しているように、「RKWの事業プログラム…(中略)の主たる対象は中小企業であった」(同、475頁)。実際、当初から「生産性プログラム」の対象は主に中小企業であり、1953年8月の報告によれば、米国からの1億1,780万DMの対価資金は、中小工業の生産性向上のために7,000万DMが、生産性向上特別プロジェクトのために3,000万DMが、そして経営間の生産性措置のために1,780万DMが配分された

(LAV NRW R, NW0502, Nr.1147: Der Bundesminister für Wirtschaft, Produktivitätsprogramm der Bundesregierung, s. 8. 1953.

38) BArch B102/147185: Bericht über Förderungsmaßnahmen der Bundesregierung für kleine und mittlere Unternehmen, 4. Juni 1968, S.IV.; BArch B102/147011: Mittelstandspolitische Maßnahmen des IV. Deutschen Bundestages, 13. April 1965.

卸商・外国貿易商の全国組織は5カ所を運営しており、その他連邦や州の補助金で無料の簡易相談や相談員育成も行われている³⁹⁾。

③ 収益力向上による経営信用度(信用スコア)の改善

中間層信用問題専門委員会は1960年代に入つて経営信用問題の議論を継続し、1965年3月8日、報告書「信用保証の基盤としての中小企業の収益力」を提出した。ここでの問題意識は、中小経営はいかにして金融機関から信用力をえられるかであり、より具体的には中小経営が実物担保(保証)を十分提供できない場合、収益力はどの程度その経営の信用力を高めることができるか、また金融機関は中小経営の収益力をいかに正確に評価できるかであった。報告書は、専門委員会のメンバーでもあったHDEのグロッセのチームによって取りまとめられ、企業の信用度を判断する基準として収益力を提案し、それは第一に業界分析指数(Branchenkennziffer)、第二に業界動向診断(Branchenkonjunkturberichte)、第三に個別信用データ(individuelle Kreditunterlagen)によって判定された。業界分析指数とは、長期的な経営実績分析であって、業界の平均的な指標に基づいて当該企業の立ち位置を測定する。次の業界動向診断とは、業界の将来予測によって当該企業の収益見通しが信頼あるものかどうかを診断する。第三の個別信用データは当該経営のバランスシートや損益状況など財務諸表や信用目的、経営(資金)計画書を審査する。報告書はこの3点が判定材料になるとして提案し、信用力を高めるために中小企業は経営相談や信用相談を受けて収益力を改善する必要があるし、他方金融機関は、

とくに域内で企業や業界と緊密に情報交換や交流を継続することによって「信用環境」を改善する必要があるとした⁴⁰⁾。

しかし実際のところグロッセは、報告書公表前の会議において、信用度の基準として持続的な収益力を提案することについては一定の疑念を持っているとも述べていた。収益力をいくら判定したとしても、それは実物担保を代替するのではなく、単に補完するにすぎない。長期の景気判断は難しいものであるし、個別審査では常に経営者個人の資質が重要となるとしていた。これに対して、ドイツ貯蓄銀行・振替銀行連合(DSGV)のホフマン(Hoffmann)は、報告書は中小企業へ信用を供与するための基礎資料となるもので、個々に問題はあるかもしれないが、プラスの面を強調すべきとし、またBDIのバウマン(Baumann)は景気診断は不確かなので判定の材料になりにくくと問題点を指摘した。委員長のバウディッシュ部長(MinDirig. Baudisch)は全体をポジティブに受け止め、シーティンガー局長は営業支援を強化する必要性を述べた。経営相談について、ZDH会長のシェッ普ラー(Schöppler)とワーグナー(Wagner)は、手工業では約8割の経営相談において同時に資金相談を行っており、また無料相談も行われていると報告した。会議では最後に、バウディッシュが報告書を印刷して「解説書」とし、中間層経営や金融機関に配布公表していく方針を説明し、委員の了承を得た⁴¹⁾。

グロッセの報告書は、公表後4月26日までに1,870部が印刷されて全国各組織に配布された。4月10日付の「インダストリー・クーリエ」紙には「信用度の育成」と題した記事が掲載され、中小

39) BArch B102/261319: Bericht über Art und Umfang der staatlichen Förderung des Beratungswesens in der gewerblichen Wirtschaft zu gunsten der Klein- und Mittelsbetrieb, 15. Feb. 1967, S.1-5.

40) BArch B102/147471: Die Ertragskraft kleiner und mittlerer Unternehmen als Grundlage der Kreditsicherung, 8. März 1965.

41) BArch B102/147471: Ergebnisniederschrift über die Sitzung des Arbeitsausschusses für Kreditfragen des gewerblichen Mittelstandes am 13. Okt. 1964.

42) BArch B102/147471: "Erziehung zur Kreditwürdigkeit", in: Industriekurier am 10. April 1965; Edeka Verband an Kurt Schmücker am 25. 3. 1965.

経営はこれまで不足していた収益力を改善して信用力を改善する必要があるとしている。また協同組合大手のエデカ連合 (Edeka Verband) は3月25日付け手紙において、報告書の内容を審査した結果、それが中間層経営への信用貸付を容易にするとして内容に賛成し、この報告書の刊行を薦めると伝えてきた⁴²⁾。さらに3月30日には、フランクフルトa/Mで公認会計士事務所を営むヘンドリクソン (Hendrikson) が、報告書内容を経営専門家の立場から監修するので出版してはどうかと提案してきた。経済省ではこれについて協議した結果、中間層経営における信用問題を解決に導くために、報告書の内容を経営監査の実務に精通したヘンドリクソンに依頼して監修し、出版へと持ち込むことで8月までに合意した⁴³⁾。

こうして経営相談や収益力向上への取り組みが進むにつれて、中間層経営は市場において個別に競争する企業経営としての性格を強めていった。そのことは、他方で、「中間層」として歴史的に形成されたきた伝統社会集団の意識や行動の特質を失うことを意味したといってよい。第Ⅲ節において、「中間層」の用語を脱イデオロギー化する試みや「中間層」を多様な存在の集合概念として捉えることを示したが、そのことは本節で示した個別経営体としての性格を強めることと表裏一体に進んでいたといえる。中間層経営を多様な産業部門のなかで変化する諸経営の一つ（実際には9割以上が中小経営であるが）として捉えるなら、次に課題となるのは、戦後復興から転換の時代を迎えていた1960年代において、産業部門の新旧構成と企業規模の大中小の構成を転換（あるいは流動化）させ、資本と労働力の移動を支援促進する政策が

要請されつつあった。こうして生まれてきたのが「構造政策」であった。

(4) 「構造政策」の意味の変遷

中間層のために「構造政策」を課題する政策思想はすでに1950年代のアデナウアー政権期にも見出されていた。最初に触れたように、アデナウアーは、「戦争による損失と市場経済、技術進歩によって戦後国民の社会層構造は大きく変化してしまい、多くの社会層は政府の「保護(Sorge)」を必要としている。中間層はとくに他の社会層から取り残されている。われわれは、文化的国家政策的理由から健全な中間層を必要としている。」と述べ、社会構造を立て直すために「社会構造政策」が必要とされていたのである⁴⁴⁾。

1960年代の中間層政策は基本的にこの流れのなかで、一方で自立的な経営設立を支援し、他方で「保護」を追求してきた。それは一言でいえば、「自助の支援」(Hilfe zur Selbsthilfe)ともいえる。エアハルト政権期のシュミュッカー経済大臣も同様に、第Ⅲ節で引用した雑誌論文のなかで、「構造問題」を「社会構造」の問題と捉えつつ、しかし他方で中間層固有の経営構造の問題として捉える側面もみせていた。その「構造政策」の課題としては、バランスシートにおいて自己資本の比率が低下している経営問題や後継者の育成に関わる職業教育問題、そして市場における競争力が高めるために競争問題があげられている。

こうした中間層政策における「構造政策」の意味づけは、1960年代半ばに大きく変遷する。その背景は、第一に1950年代の復興経済から60年代の成長経済への転換とそれを可能にするためにア

43) BArch B102/147472: Sachverständigenauftrag an Herrn Wirtschaftsprüfer Dr. habil. Hendrikson, 6 Frankfurt, 3. 8. 1965. 後に出版された著書のタイトルは次の通り。Kurt Hendrikson und Bundesrepublik Deutschland, Beurteilung der Kreditwürdigkeit nach der Ertragskraft: Vorschläge für Beurteilungsgrundlagen dargestellt am Beispiel des produzierendes Gewerbe, Springer,

1968.「専門委員会」の報告書とヘンドリクソン著書の評価方法が中間層経営信用問題の解決にどの程度の効果と結果をもたらしたかについては、なお検証の必要がある。

44) *Bundestagsprotokoll*, am 29. Okt. 1957, S.19.

カデミズムから提起された「構造」概念とそれに関連する専門家委員会報告書、第二に空間秩序と地域開発の思想、そして第三に何よりも炭鉱業の危機など旧型産業における不況の深刻化であり、その対応として生まれたノルトライン・ヴェストファーレン州における構造政策の展開であった⁴⁵⁾。

連邦経済省ではすでに1965年初頭から、経済状況の変化に産業部門をいかに適応させるか、そのための公的支援のあり方を検討していた。こうした適応支援の対象は当初は炭鉱業であったが、それ以外の産業部門にも適応するか、また産業部門だけでなく、その産業が立地する地域に対しても支援できるか、さらにこれまで行われている中間層経営への支援はどうなのかと検討されていたが、こうした公的支援に対しては批判もあった⁴⁶⁾。エアハルト首相は9月の連邦議会選挙に勝利して政権を継続すると、11月の議会において、「現代のあるべき社会秩序を実現するためには、積極的な構造政策によって競争政策を補完することが必要である。競争力を失った企業や産業部門に対して、これを保護によって永く人為的に維持することは、けっして構造政策の目的ではない。むしろ構造変化への適応を容易にし、ひつ迫した労働力をできるだけ生産的に配置することが課題だ。政府は、社会全体の政策的観点からも中小経営の競争力を強化し、自立した経営の設立を支援する。」と述べていた⁴⁷⁾。

この時、連邦政府省内ではこの適応支援を進めるかどうかで意見が交わされていた。一方で財務省のアルブレヒト(Albrecht)は、(炭鉱業の坑道閉鎖や工場稼働停止など)生産能力を削減しようとすると、公的支援は信用や保証で行われるべきであって、稼働停止にプレミアム(報奨金)を付けることには反対と述べ、労働省のクノレ(Knolle)も原則反対の意見を表明し、どうしても避けられないなら、「政策要綱」のなかで具体的に「唯一の措置」と記すべきだとした。これに対して経済省のシュレヒト(Schlecht)は、経済省は稼働停止プレミアムに固執すると述べ、構造政策は成長政策であって、稼働停止するなら、それは国民経済的にみて成長に寄与する。稼働停止は市場の動きに反しているのではなく、それによって市場経済の望ましい発展が動き出し、加速すると強調している。会議の議長役を務めた経済省第I局のギール部長(MinRat Giel)は、会議で出された稼働停止プレミアムに賛成・反対の意見を考慮し、会議出席者と調整して「要綱」を改訂すると締めくくった⁴⁸⁾。

この「要綱」は翌1966年3月までに「産業部門構造政策要綱」として大幅に改訂され、稼働停止プレミアムについての文言を残して、閣議でいったんは了承された。だが、のちに財務省からの反対によってこの文言は削除され、「要綱」は再度修正されることになった。

45) これらの問題について、三ツ石(2021年)および、三ツ石(2023年)を参照されたい。

46) BArch B102/58982: Schreiben des Leiters Abteilung I betr.: Grundsätze für Hilfe zur Anpassung einzelner Wirtschaftszweige an verändert Strukturverhältnisse an Minister Erhart am 3. März 1965. 政府による産業企業への適応支援に対して、フランクフルター・アルゲマイネ紙は「中心課題としての構造政策」とする署名記事を掲載し、そこで「経済大臣は、構造変化を長期の視点で操縦することに誘惑されている。しかし適応を摩擦なく遂行できると考えるのは幻想である。通例、適応とは、市場経済それ自体がベストに行うものである。」と批判していた(Fritz Hauenstein, "Strukturpolitik als zentrale Aufgabe", in: *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, am 14. Okt. 1965.)。

47) *Bundestagsprotokoll*, 10. Nov. 1965, S.23.

48) BArch B102/58982: Sitzungsvermerk von Ressortbesprechung über Fragen der sektoralen Strukturpolitik, 1. Dez. 1965., S.23. シュレヒトはこの時、第I局A1課長(経済政策要綱担当)であり、1967年第I局長、1973年には経済省次官になり1991年まで18年間の任期を務めた(Loeffler 2016, S.183.)。アーレンスは、シュレヒトが第I局の課長になった1963年から炭鉱業と紡織工業の危機を観察し、社会的市場経済における「構造適応支援」の可能性について検討していたと述べている(Ahrens 2022, S.42.)。シュレヒトの「構造政策」については、Schlecht (1968)を参照されたい。

これとは別に、経済省と財務省は「経済安定促進法」の法案を準備し、9月連邦議会に上程した⁴⁹⁾。この時、すでに炭鉱危機はさらに深刻化し、農業や鉄道への支出、炭鉱プレミアム、社会保障への追加的支出によって財政赤字が積み上がっていた。エアハルト内閣は退陣を余儀なくされたのである。法案は、12月1日に成立した大連立内閣のキーゼンガー（K. G. Kiesinger, CDU）首相とシラー（K. Schiller, SPD）経済相、シュトラウス（F. J. Strauß, CSU）財務相のもと、SPDからの大幅な修正要求を受けて翌1967年2月1日閣議了承され、6月8日の連邦議会で承認発効された⁵⁰⁾。

この構造政策の流れのなかで、中間層政策の要綱づくりが始まった。これについては、項をあらためて検討しよう。

（未完）

参考資料(3)

1. 未公刊資料

- ◎ Bundesarchiv, Koblenz (BArch), B102/ 14795; B102/14798/2; B102/58982; B102/ 99454; B102/147010; B102/147011; B102/147178; B102/ 147185; B102/147466; BArch B102/ 147471; B102/147472; B102/199883; B102/231486; B102/261319; B115/4920; B115/4921; B146/239a
- ◎ Landesarchiv Nordrhein-Westfalen, Rheinland (LAV NRW R), NW0430, Nr.392, Bd.1; NW0502, Nr.1147

2. 議事録、統計、報告書等

- ◎ *Bundesgesetzblatt*, Jg.1967, Teil I.
- ◎ *Bundestagsprotokoll*, 3. Wahlperiode, 3. Sitzung, 29. Okt. 1957; 5. Wahlperiode, 4. Sitzung, 10. Nov. 1965.
- ◎ Deutscher Bundestag, *Drucksache (BT-Drucksache)*, III/698, 27. November 1958.; III/2012, 13. Juli 1960.; III/1650, 1. März 1960.; III/2380, 12. Jan. 1961.; V/890, 2. Sept. 1966
- ◎ *Die Kabinetsprotokolle der Bundesregierung*, Band 19 (1966), München 2009.
- ◎ *Die Kabinetsprotokolle der Bundesregierung*, Band 20 (1967), München 2010.
- ◎ Statistisches Bundesamt (Hrsg.), *Statistik der Bundesrepublik Deutschland*, Bd.16, Wiesbaden, 1952.
- ◎ Statistisches Bundesamt (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch für die BRD* 1955, Wiesbaden, 1955

3. 研究文献

【欧文文献】

- ◎ Abelshauser, Werner, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, 2. Aufl., München 2011.
- ◎ Ahrens, Ralf, *Strukturpolitik und Subvention. Debatten und industrielpolitische Entscheidungen in der Bonner Republik*, Göttingen 2022.
- ◎ Albert, Wolfgang, Die Entwicklung der regionalen Wirtschaftspolitik in der Bundesrepublik Deutschland, in: Hans Hermann Eberstein(Hrsg.), *Handbuch der regionalen Wirtschaftsförderung*, Köln 1971, S.202-268.
- ◎ Beyenburg-Weidenfeld, Ursula, *Wettbewerbstheorie, Wirtschaftspolitik und Mittelstandsförderung 1948-1963*, Stuttgart, 1992.

49) *BT-Drucksache*, V/890, 2. Sept. 1966: Entwurf eines ... Gesetzes zur Änderung des Grundgesetzes und Entwurf eines Gesetzes zur Förderung der wirtschaftlichen Stabilität.この資料には法案提出の理由(Begründung)が説明されており、その背景を考察すると、第一にエアハルトは1950年代の復興期が終了したのち、60年代において経済成長率が低下し、経済政策手段も制限されてきたゆえに、政府と民間企業は景気動向に配慮した調整をすることによって市場経済秩序を維持する必要があると考えていたこと、第二に、当時、内外の研究機関が報告している反循環的財政政策の意義を考慮して、西ドイツ政府も1964年3月11日の閣議において、景気の過熱と不況を防ぐために、景気政策に関する法律措置を準備することについて決定していること、そして第三に景気政策は貨幣価値の安定、高い雇用水準、国際収支の

均衡、適度な経済成長を目標とするが、物価水準を安定させることはとくに1960年代半ばに困難になっていたことがある。佐藤(1983年、9-10、27-30頁)は法案上程の動機は物価上昇に歯止めをかけることにあると説明し、古内(2007年)もこの見方を引き継いでいる。

50) *Kabinetsprotokolle* (1966), S.25f.; *Kabinetsprotokolle* (1967), S.23 u. 119-123.; Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft, vom 8. Juni 1967, in: *Bundesgesetzblatt*, Jg. 1967, Teil I, S.582-589. 1960年代の成長と不況、1967年経済安定・成長促進法の解釈については、古内(2007年)、117-152頁参照。

- ◎ Boyer, Christoph und Thomas Schlemmer, "Handwerkerland Bayern"? Entwicklung, Organisation und Politik des bayerischen Handwerks 1945 bis 1975, in: Thomas Schlemmer und Hans Woller (Hrsg.), *Bayern im Bund*, Bd.2, München 2002, S.87-178.
- ◎ Breckner, Friedrich, Zehn Jahre öffentliche Finanzierungshilfe, in: *Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen*, 13.Jg., Ht.3, 1960, S.111-113.
- ◎ Dittes, Heinrich, Die Kredithilfen des Bundes und der Länder an die gewerbliche Wirtschaft, in: *Sonderausgabe der Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen*, 1960, S.1-28.
- ◎ Grüner, Stefan, *Geplantes "Wirtschaftswunder"? Industrie- und Strukturpolitik in Bayern 1945 bis 1973*, München 2009.
- ◎ Institut für Mittelstandsforschung (IfMF) (Hrsg.), *Konkurrenzsituation mittelständischer Unternehmungen*, Köln und Opladen, 1962.
- ◎ Institut für Mittelstandsforschung (IfMF) (Hrsg.), *Probleme der Kreditfinanzierung bei Klein- und Mittelbetrieben*, Wiesbaden 1964.
- ◎ Löffler, Bernhard, Personelle und institutionelle Strukturen des Bundeswirtschaftsministeriums 1945/49 bis 1990, in: Werner Abelshauser (Hrsg.), *Das Bundeswirtschaftsministerium in der Ära der Sozialen Marktwirtschaft. Der deutsche Weg der Wirtschaftspolitik*, Berlin, 2016, S.95-192.
- ◎ Mckitrik, Frederick L., *From Craftsmen to Capitalist. German Artisans from the Third Reich to the Federal Republic, 1939-1953*, New York, 2016.
- ◎ Megerle, Klaus, *Württemberg im Industrialisierungsprozess Deutschlands. Ein Beitrag zur regionalen Differenzierung der Industrialisierung*, Stuttgart 1982.
- ◎ Ritschl, Albert, Soziale Marktwirtschaft in der Praxis, in: Werner Abelshauser (Hrsg.), *Das Bundeswirtschaftsministerium in der Ära der Sozialen Marktwirtschaft. Der deutsche Weg der Wirtschaftspolitik*, Berlin, 2016, S.265-389.
- ◎ Scheybani, Abdolreza, *Handwerk und Kleinhandel in der Bundesrepublik Deutschland. Sozialökonomischer Wandel und Mittelstandspolitik 1949-1961*, München 1996.
- ◎ Schlecht, Otto, *Strukturpolitik in der Marktwirtschaft*, Köln et al. 1968

【日本語文献】

- ◎ 工藤章『20世紀ドイツ資本主義——国際定位と大企業体制——』東京大学出版会、1999年
- ◎ 佐藤進『現代西ドイツ財政論』有斐閣、1983年
- ◎ 古内博行『現代ドイツ経済の歴史』東京大学出版会、2007年
- ◎ 三ツ石郁夫「第二次大戦後西ドイツの中間層信用問題をめぐる政策形成と金融機関の役割」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.25、2018年、1-28頁
- ◎ 三ツ石郁夫「戦後西ドイツにおける中間層経営の資金需要と州信用支援政策の展開——高度経済成長期のノルトライン・ヴェストファーレン州を事例として——」『彦根論叢』第427号、2021年、4-24頁
- ◎ 三ツ石郁夫「戦後1950年代における北西ドイツの地域経済と地域経済支援政策——ノルトライン・ヴェストファーレン州のオストヴェストファーレン計画を中心にして——」(1)『彦根論叢』第436号、2023年a、20-35頁；(2・完)『彦根論叢』第437号、2023年b、62-80頁
- ◎ 山崎敏夫『戦後ドイツ資本主義と企業経営』森山書店、2009年

SMEs (*Mittelstand*) and the SME Policy in Postwar West Germany and Their Significance in Consideration of the Competitive Order as well as Structural and Regional Policies (Part 3)

Ikuo Mitsuishi

The third part of this paper considers the SME policy in postwar West Germany, focusing on three support spheres. One sphere is governmental financial support, the second is management consultancy, and the third is structural policy.

While the Adenauer government in the early stage of West Germany tried to protect traditional groups and the privileges of *Mittelstand* (Handwerk and Retails) with the Handwerk Act of 1953 and the Professional Practice Act for Retails in 1957, financial support for SMEs started to supply middle- and long- term credit for investments in plants and equipment, based on the Special Assets of the European Recovery Program (ERP) in the second half of the 1950s.

SME financial support then spread not only with the ERP program for start-ups of the younger generation, establishment in the districts of new residential developments and city redevelopment as well as in weakly structured agricultural regions, but also with the state governments, such as Baden-Württemberg and Nordrhein-Westfalen, meeting regional demands.

At the Federal Parliamentary Committee hearing in 1963, the Federation of German Industries (BDI), the interest group of big business, stated that many complicated financial supports for SMEs should be integrated into one program, except for those of the state

governments. It was presumed to be the insistence of unreasonable protection, despite the original competitive advantage of big business.

BDI furthermore requested that SMEs should strengthen their equity capital and business management. Although the federal and state governments had already prepared each budget for organizing the management consultancy system since the end of 1950 in cooperation with some *Mittelstand* interest groups, in the era of the Erhard government, expenditures for the system increased to improve the SMEs' business ability and credit confidence by drawing up business plans and financial statements.

As the *Mittelstand* business broke with the traditional consciousness and protectionism during the 1960s, economic development in West Germany structurally changed and the old industrial sectors and regions, such as coal mining, textile industries, and the Ruhr district, were confronted with business and employment crises. The structural policy, designed in and around the Federal Ministry of Economics at that time to deal with these problems, needed to mobilize capital and labor in advance by means of market intervention to modify the sectoral, regional and firm-size-related structure. That is the policy which gave SMEs an important role in the competitive order.